

近年、琵琶湖におけるレジャー活動は多様化し、観光客の増加に伴って、自然環境や周辺の生活環境への影響が懸念される状況に至った。本年四月に施行された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」は、これらの負荷を低減し、次世代の人々に琵琶湖の環境を健やかなまま引き継いでいくことを目的としている。滋賀県の自然保護課・川上 毅課長に、新条例施行までの経緯から施行後の反響、今後の展望などをお聞きした。

「環境人リレーインタビュー21」⑤

滋賀県琵琶湖環境部
自然保護課 課長

川上

毅

共に考え守る琵琶湖レジャー 次代に向けて新条例スタート

今回、施行された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」の概要を教えてください。

川上 この条例はレジャー利用に伴う環境への負荷を低減することを目的としています。基本的な理念として二つの考え方があります。一つは琵琶湖の自然環境や、湖畔に暮らす人々の生活にできる限

り負担をかけないこと。もう一つは琵琶湖の環境を損なうことなく健やかなまま次世代に引き継ぐことです。琵琶湖には様々な方がかわりますが、各種のレジャーを楽しまれる方、関係事業者の方、県：それぞれが責務を担ってレジャー利用に伴う環境への負荷を少なくしていくこととしています。

これまでレジャー利用に伴う課題については対処療法的な対策が行われていた感も否めませんが、今後は計画的・総合的に進めることとしています。具体的には基本計画を策定し、これに基づいて広報啓発、県民活動の促進、施設の整備や調査研究を進めることとなります。具体的的な施策として特に主要なものが三つ

あり、「琵琶湖ルール」と呼んでいます。一つ目は「静かな琵琶湖」ということで、騒音防止の観点から、一定の水域においてレジャーボートの航行を規制するということ。二つ目は「清らかな琵琶湖」ということで、従来型2サイクルエンジンを使用したレジャーボートを段階的に禁止していくというものです。そして

三つ目が「自然豊かな琵琶湖」とした、いわゆるリリースの禁止です。特に生態系の影響が強いといわれているブルーギルやブラックバスについて、これを釣った場合に再放流（リリース）を止めていただくというものです。

この三つを柱とした「琵琶湖ルール」を中心に、各種の施策を基本計画にのっとり総合的に推進していくのがこの条例のポイントです。

まず平成十二年に懇話会を設置 現状の課題を多角的に討議

施行までの経緯などをお聞かせいただけますか。

川上 平成十三年の七月に「琵琶湖適正利用懇話会」というものを設け、この中でレジャー利用に伴ってどういう課題が生じているのかをいろいろと議論していただきました。翌十四年三月に提言をいただき、これを踏まえ、既存施策の拡充強化で対応できない課題については、新たな制度・条例が必要だろうということになり、今回の条例制定につながったわけです。

条例の制定に際しては、平成十四年六月に、県民政策コメント制度に基づいて条例要綱案を一般に公表しました。その結果、県内よりも県外から多数のご意見をいただきました。特徴的だったのは、リリースの禁止に反対という意見が実に多く寄せられたことです。県民政策コメ

ントに直接基づくもので約二万件、署名というかたちでは約五万二千件もありました。他方で、中央環境審議会委員に対するアンケートでは九七%の方が賛意を示され、数多くの団体からも賛成の立場からの要望書をいただきました。

これらを踏まえながら県の考え方をまとめ、必要な修正・改正を加えた条例案について、県議会では様々な角度から活発に議論をいただき成立したわけです。その際、付帯決議をいただいています。条例の施行後、三年をメドにこの間に得られた科学的知見、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷をさらに低減するための新たな方策の有無等を踏まえ、必要な見直し等の措置を講じるといふものです。ですから、今後、状況に応じて進化していくような条例になっているのです。

一般に広く公表された
というのは珍しいことな
のでしょうか。

川上 基本的に県民政策
コメント制度ができてか
らは、県政の基本にかか
わる施策や重要な課題に
ついては広く皆さんの意
見を伺うということであ
り、最近はこの制度がよく
活用されていると思いま
す。

それは全国の声も組み入れるといった視点もあるわけですね。今回は特に反響が大きかったわけですか。

川上 そうですね、かなりの反響であつたと考えます。全国的な関心が高かつたので要綱案の公表に引き続き、東京でシンポジウムを、また大阪で意見を聞く会を催すこととなりました。一般の方々も多数ご参加いただき、活発な意見表明・議論がなされました。反対意見の主なものはリリースの禁止についてです。特にバス釣りについては、キャッチ・アンド・リリースというのが一つのやり方になっているのだ、というご意見。

またリリースをしないことが、結果として魚の命を奪うこととなるので、教育上も抵抗感があるといったご意見などが示されました。

それぞれの意見を聞きながら
段階的に条例を進化させていく

施行に至るまでに、他にはどのような
課題があつたのでしょうか。

川上 新しい文化をつくっていくわけ
ですから、今まで馴染みのなかつた人やわ



かつてはいるけれど行動に移しにくいという人もおられると思います。これから長期的な視点に立つて、機会を捉えながら粘り強く普及啓発に努めていくということが施行前から施行後、全体を通じての大きな課題だと考えています。このため、現場サイド、つまり実際に釣りやプレジャーボートを楽しめる方、またこれにかかわっておられる事業者の方々のご意見も伺いながら、少しずつ浸透させていき、ルールの定着を図っていくことが大切だと思っています。

キャッチ・アンド・リリースの反対は現実的で理解できますが、プレジャーボートを楽しむ人からなどの反対もあつたのですか。

川上 騒音規制の観点から、航行規制水域を設けています。具体的には住居や病院等の端から三五〇メートルの所にブイを置いて、その外側で航行していただくということになっていきます。しかし、水上バイクなどを楽しむ人は湖岸にいる人に見てもらいたいのか、あまり遠くの誰も見えない場所に行かないというわけです。もう一つは、こういったことで琵琶湖ではマリレジャーが楽しめるという不評や誤解などが広まると、これを糧に

しておられる人たちに経済的な悪影響が出るのではないかと関係業界からの意見もありました。互いにルールを守れば、さらにマリレジャーが楽しくなる」といった普及啓発も必要だと考えています。

条例施行の意義を改めてお聞かせいただけますか。

川上 今まではごみの放置をしない、迷惑駐車をしない、プレジャーボートは静かに乗る、釣り糸を捨てないなど各自のマナーの範疇で対応していましたが、これには限界があつて良くならなれど指摘されてきました。それが今回は条例という形で、県議会で全会一致で新たな社会のルールとして定められたわけです。これが一つの大きな意義であるといえます。プレジャーボートの自由、釣り人の自由、それは何でも好きなことを自分だけの都合でもいい自由ではなく、やはりしっかりと守るべき行動規範があり、その上での自由であること、つまり自由を支える規範が共通の認識として確認されたということかなと思います。

また、リリースの禁止については琵琶湖を舞台として、皆で生態系という考え方や自然と人のかかわり方に

いて認識を深めたことも将来世代につながる大きな意義の一つだと思えます。興味深く有益な研究成果も示されました。さらに、琵琶湖ルールというわかりやすい形で目標が明らかになったことも意義の一つです。これによって関係者が共通の認識を持って、同じ目標に向かって一丸となつて取り組むことができます。

少し視点を変えて伺いますが、世界的には条例的なものはどういう状況なのでしょう。

川上 たとえば釣りについては、釣りに上げた魚はどういう魚であるのか、名前は何か、どういうところに生息しているのかなど、よく解っていないければ釣りが許されない例もあると聞いています。また、キャッチ・アンド・リリースの例を挙げると、アメリカのイエローストーン国立公園では生態系に影響の強い外来魚(Lake Trout)を釣った場合は、その魚は殺さなければならぬというものがあります。「アメリカではすべてキャッチ・アンド・リリースをしている」と誤解している人もいますが、この場合は魚の浮き袋を突き刺すなど処理の方法も示しており、既存の生態系保護についての協力を求めているのです。つまり、釣り人もそれなりの見識を持っていなければならぬわけです。

IUCN(国際自然保護連合)という国際的な機関では生態系に影響を与える移入種(外来種)を百種類選んでおり、

その中にブラックバスも含まれていますが、法制度として対策を講じているものはあまりないのではないのでしょうか。ただし、諸外国には、生態系のことまでよく考慮された中で釣りが行われているという、社会認識の高さがあることも忘れてはいけないと思います。

施行後のアンケートでは 八割前後が協力したいと回答

県民・地域の人たちからの施行後の反響をお聞かせいただけますか。

川上 条例施行前は、反対意見のほうが多かつたと思います。しかし、施行後は「よくぞ実現してくれた!」というメールが届くようになりました。これは、今、精一杯この課題に取り組んでいる琵琶湖レジャー対策室の室員も励みになると思えます。サイレント・マジョリティである県民の多くはこの条例を必要だと考えていたのではないのでしょうか。自然保護や騒音防止など様々な視点から意見が寄せられています。特に多くの人たちが良かったと言っているのは騒音防止です。プレジャーボートの航行規制によって騒音の被害が解消されることへの期待が高いようです。まだ、全体的な評価はできないでしょうが、条例施行が奏功しはじめていような印象を受けています。

そのあたりは非常に解りやすいですね。では世界的な反響はいかがですか。





「ノーリリースありがとう券」引換所兼協力店舗

川上 まだ世界への発信は必ずしも充分ではないという気もしており、条例の英文パンフレットなどを作成しました。これを「世界水フォーラム」の際に配布させていただき、個人的にお話した外国の方々からは、なかなかユニークな施策を、思い切ってやっていますね」といった感想もいただきました。また、英文入り写真集も作りました。滋賀の自然の素晴らしさを国際的にもアピールするためです。概ね「滋賀県では豊かな自然と深く



外来魚の重さを量っている様子

かわる暮らしが営まれているが、いま自然からこういう警鐘があり、新しい生き方を探る必要もあるのではないかと投げかけを行うもので、特に警鐘の部分では外来魚のことも掲載しています。知事がよく言われるように、琵琶湖ルールは「琵琶湖」から「全国」への発信であり、さらに広げて「世界」にも提案できる内容ではないかと思えます。

条例のPRのために駅前での活動もされたと聞いていますが、そのあたりのこともお話いただけますか。

川上 条例施行の前日、三月三十一日に大津、草津、彦根などJRの主要駅で琵琶湖環境部長以下、関係課の協力もいただきながらPR活動を行いました。琵琶湖ルールの概要を記したティッシュペーパーや花の種を配布しながら、理解と協力を求めました。反応は良かったように記憶しています。また、条例がどのように受けとめられているかを知るために、

ゴールデンウィーク中にアンケート調査を実施しました。その結果、九割近くの方がリリースの禁止などを存じて、ほとんどの方から協力したいとの回答をいただき、かなりの手応えを感じました。

今後、特に重要なのは 県外の方々への啓発普及活動

条例の施行から数カ月を経て、県民の賛同も深まっていると感じています。地域の人たちと観光客という二通りの対象がありますが、今後それぞれに対する啓発活動や具体的施策を教えていただけますか。

川上 先ほども申し上げたように、県民の皆さんからは琵琶湖は自分の生活に密接なかわりがあるということ、かなりの理解をいただいているものと思います。今後、普及啓発という点では、県外から来られる人たちが主な対象になると考えています。すでに知事が自ら近隣府県に足を運ばれ、協力をお願いしているのですが、この夏には近隣府県の主要駅にポスターを貼らせていただいたり、電車で吊り広告を出したり、またニュース性の高い施策を進めることでマスコミに取り上げてもらうような啓発を考えています。たとえば、「ノーリリースありがとう券実験事業」という試みです。釣り上げた外来魚をリリースせずに特定の場所に持っていったら、「ノーリリースありがとう券」と引き換えることができるという仕組みです。五〇〇グラム当たり百円相当のクーポン券のようなものです。これを施策に協力いただいている店に持参すれば、百円相当の商品やサービスを得ることができるようになっています。

具体的な特典があるわけですね。しかし、条例については、全国から来られると、まったく知らない人もおられると思いますが、違反については具体的にどう対処されるのですか。たとえば、プレジャーボートの航行禁止の場合は…。

川上 航行規制区域には標識ブイを浮かべています。仮にブイの内側で走行をしていけば、まず、航行規制区域から外に出るように指導します。この指導に従ってもらえない場合には、停止命令が発せられます。これにも従ってもらえない場合には最終的には検挙ということになります。この夏は、県庁関係各課や各地域振興局にも特別に協力をいただき、沿岸パトロールを行いたいと思います。また、既に地元を熟知しておられる六十六名の方にレジジャー利用監視員になっていただき、指導・監視に当たっていただいております。

なお、四月二十九日には県警察と合同で一斉取締模擬訓練も行いました。警備艇やヘリコプターも導入した大々的なものです。県がそれだけこの問題を真剣に考えていることをわかっていただく意味でも良かったと思っています。

マリンレジャーの質の向上と琵琶湖の価値の再発見が 観光振興にも貢献すると期待

ところで、マリンレジャー業界の施行

後の反応はいかがですか。また、条例の施行によってさらに集客が拡大するようになるでしょうか。そのあたりも含めてお考えをお聞かせください。

川上 業界からは、一部のマナーの悪い人のせいでマリンレジャー全体が悪者扱いされるのは困るので、積極的に協力したいと言われています。マリンレジャー全体の質を高める上でも、条例は役立つはずですが。また、アンケートの結果、七割減るとされたバス釣り人については、長年琵琶湖を見ておられる方の印象としては、それほど減ってはいないようなことも聞いています。

ちよつとそれですが、かつては釣りに取つても、モロコ釣り、ボテ釣り、ハ工釣り、ピワマス釣りなどいろいろな釣りが広く楽しまれたようです。つまり魚も多彩であったということです。残念ながら南湖では現在ほとんどが外来魚となつています。「釣り」を、様々な魚の生態に応じて人の知恵と技が織りなして形づくる「文化」と捉えるなら、釣れる魚の種類が減ることは、釣り文化の存続という意味でも決して好ましい事態ではないでしょう。琵琶湖の奥深い釣り文化を守り、伝える、あるいは復活させることなどを通じて、様々な人が集う琵琶湖になればいいと思います。

いずれにしても、県では「マザーレイク21計画」という総合長期計画の下で、たとえば一つの目標として昭和四十年頃の水質を甦らせるべく様々な努力をして

います。かつての記憶を今の世代が有しているうちに実現し、次世代に継承する責任があると考えています。ある調査によると子ども遊び方を見ても、昭和四十年代を境にして屋外と室内での遊びの時間が逆転しています。自然の中で過ごすことは精神形成の点でも非常に大きな意義があるはずですが。琵琶湖の自然はこのような意味においてもかけがえのない価値を有するものであり、その再発見を通じて琵琶湖に憩う人が増えることを期待します。

ちなみに、現在の外来魚の回収状況はどうですか。また、この夏、観光客の声も聞かれるのですか。

川上 現在、回収ボックスや回収生け簀を通じた回収で3・9トン、ノーリリースありがとう券を通じた回収量は5・3トン集まつており、着実に増えています。「この施策に協力するぞ」という声援が具体的な形となつて聞こえてくる気がしてうれしい限りです。レジャーにいらつしやる人と地元で受け入れる人との対話が大切だと審議会などでも指摘されていますが、観光客の声を細やかに聞いていくことも必要だと思えます。初めての試みなので、様々な課題が生じてくると思いますが、それを一つひとつクリアしていくことが大切だと思います。

回収量は七月末時点のものとした。

最後に誌面を通じてのメッセージなど

ございましたらお聞かせください。
川上 この条例は、琵琶湖にかかわるすべての人々が問題意識を持つて、進化させるべきものと考えています。こうしたことから自然保護課では、「いきもの目安箱」を県民サロンやホームページ上に設置し、できるだけ多くの皆さんの意見を聞き、今後のさらなる改善に「げていきたい」と願っています。ぜひ、このレジ

ヤーに伴う環境問題についても積極的に考えていただき、忌憚のない建設的な意見や提案をお寄せいただきたいと思います。お待ちしております。
最後になりましたが、これまで大変多くの方に支えていただきましたことに御礼を申し上げますとともに、今後とも引き続きご協力をお願いしたいと思います。

資料 琵琶湖ルール（主なもの）

2 サイクルエンジンの使用禁止

平成十八（二〇〇六）年四月一日から従来型の2サイクルエンジンの琵琶湖での使用を禁止します。なお、すでに所有している者には、二年間の経過措置があります。

プレジャーボートに搭載されているエンジンは、排気ガスを水中に排出しています。その排気ガスに含まれる有害物質が与える琵琶湖の水質への悪影響を低減するため、代替機種への転換を図ることとし、2サイクルエンジンの使用が禁止されます。

外来魚のリリースの禁止

釣り上げたブルーギル、オオクチバス等の外来魚のリリース（再放流）を禁止します。

琵琶湖は、世界有数の古代湖として、貴重な固有の生態系を育んできましたが、ここ三十年ほどの間に、もともと琵琶湖になかった外来魚が増加し、生態系が大きく変化しました。様々な原因が考えられ、滋賀県では「マザーレイク21計画」に基づき、県政そして県民生活などあらゆる分野で環境施策に積極的に取り組んできました。

琵琶湖の環境を健全な形で次世代に引き継いでいくためには、これを阻害する要因を一つひとつ取り除いていく努力が求められます。こうしたことから今回の条例では、釣りというレジャーの側面からも取り組みを進めるため、外来魚のリリースを禁止します。

プレジャーボート航行の禁止

プレジャーボートの操船者は、次のことを守らなければなりません。

- ・騒音防止の観点から、住居や病院、学校付近の水域を航行禁止とします
- ・違反者には停止命令を発し、命令違反者には三十万円以下の罰金が科せられます
- ・消音器等を改造したプレジャーボートの航行は禁止します
- ・エンジンの空ぶかしによる騒音防止
- ・他のレジャー利用者等への騒音による迷惑の防止
- ・水道取水施設やえり等の工作物への衝突防止のための安全な距離の確保
- ・給油時の、燃料流出の防止